

(付2) 平成23年さいたま市産業連関表の基本フレーム¹

作成する平成23年さいたま市産業連関表の基本フレームは、基本的には国の平成23年の産業連関表に準拠するものである。

1. 対象期間と地域的範囲

(1) 対象期間

- ・産業連関表に記録する生産活動及び取引の対象期間は、平成23年1月から12月までの1年間（暦年）とする。

(2) 地域的範囲

- ・さいたま市の行政区域を「地域内」とし、市内で行われた生産活動及び取引を対象とする。具体的には、「日本国の領土から領土内に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する日本国の公館等を加えたもの」を範囲とする。
- ・市外の地域は、同じ県内であっても「地域外」となり、市外との取引が「移出」又は「移入」として記録される。

2. 記録の時点

(1) 記録時点の考え方

- ・生産活動及び取引の記録は「発生主義 (Accrual basis)」とする。
- ・発生主義とは、これら生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。これに対する考え方として「現金主義 (Cash basis)」がある。現金主義とは、所得の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。生産活動や取引に伴う所得の発生と分配、支払までの経済の流れには、通常、タイムラグが生じるため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の産業連関表での扱い

- ・「発生主義」における具体的な記録の時点は、次ページの表でまとめたとおりである。

¹ 各項目の説明は、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）、「平成23年（2011年）地域産業連関表作成基本マニュアル」（総務省）からの抜粋等による。

我が国の産業連関表での扱い

<p>① 財・サービスの生産活動や取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。 ・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間投入額として計上する。
<p>② 中間生産物（例えば、原材料）の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間投入額として計上する。
<p>③ 最終需要部門への産出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。 ・「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。 ・「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。 ・「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。
<p>④ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。 ・自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上する。 ・動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の専門的生産者の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。
<p>⑤ 生産期間が1年を超えるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供（生産の完了）をもって生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

3. 価格評価

(1) 金額による評価

- ・産業連関表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。我が国では、全国表及び地域表ともに、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。

(2) 生産者価格評価と購入者価格評価

- ・全国表では、「実際価格による生産者価格評価」と「実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者の表を「生産者価格評価表」、後者の表を「購入者価格評価表」として作成している。地域表では、投入係数や逆行列係数を作成する関係から、専ら「生産者価格評価表」が作成されている。

(3) 消費税の取扱い

- ・国内において行われるほぼ全ての取引段階で課税される多段階課税方式の間接税である消費税について、全国表では、消費税制度の導入以来、一貫して、税を含んだ流通段階での金額で表章する方式（税込み表）を採用している。そのため地域表においても、同様に税込み表として作成されている。

4. 部門分類

(1) 部門分類の概念価

- ・取引基本表の内生部門（「中間需要」及び「中間投入」）を構成する各項目を「部門」、内生部門の分類の体系を「部門分類」と呼ぶ。

(2) 部門分類の原則

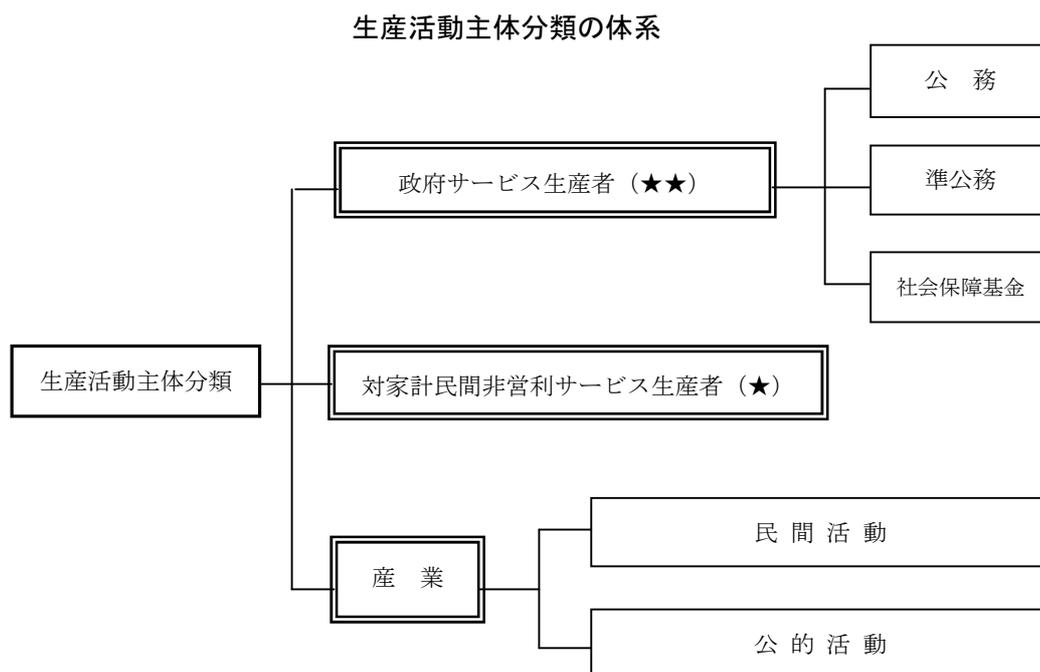
- ・部門分類は、全国表及び埼玉県表等との比較を考慮して、基本的に、国の産業連関表の定義に準じる。
- ・作成する産業連関表の部門数は、全国表に準じて、次のとおりである。

基本分類	518	×	397	部門
統合小分類	190	×	190	部門
統合中分類	108	×	108	部門
統合大分類	37	×	37	部門
ひな型	13	×	13	部門

- ・取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベースにより分類している。
- ・アクティビティベースでは、一貫生産過程での銑鉄及び鋼塊、石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその他の石油化学基礎製品）等のように、生産されたものが直ちに次の生産過程に投入されるというように自家生産・自家消費されるものであっても、原則的にはその部門の生産物として計上される。

(3) 生産活動主体分類

- ・国の産業連関表の基本部門分類は、平成17年表に準じて、次のような観点からの検討を経て、決定されている。
 - ① 投入構造の類似性
 - ② 産出構造の類似性
 - ③ 国内生産額、総需要の大きさ
 - ④ 日本標準産業分類及び国際標準産業分類等との整合性
 - ⑤ 93SNA 及び 08SNA への対応に関する検討状況
 - ⑥ 細品目分類（いわゆる10桁品目）での単価の類似性
 - ⑦ 時系列性
 - ⑧ 推計基本資料の整備状況



- ・平成 23 年表で用いる生産活動主体分類の体系は、前ページの図のとおりであり、以下の 3 つに大きく区分される。

- ① 政府サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業 ⇒ 無印

このうち、政府サービス生産者については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」の内訳区分を設けるとともに、産業については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設けている。

5. 取引基本表の基本構造

(1) 価格評価と表形式

- ・産業連関表に記録する個々の取引の金額は「実際価格による生産者価格評価」とする。
- ・「実際価格」とは、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、これに対して「統一価格」とは、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法である。また、「生産者価格」とは、生産者の出荷価格で評価する方法であり、これに対して「購入者価格」とは、取引の最終段階における価格で評価する方法である。
- ・生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録するため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する。

(2) 移輸入の扱い

- ・さいたま市産業連関表の域外取引は、外国との輸出入のほかに、国内他地域との取引である移出入を計上する。
- ・取引基本表での移輸入の扱いは、「競争移輸入型表」方式とする。
- ・「競争移輸入型表」とは、同じ種類の財についてはさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品との区別を行わず全く同じ扱いをし、原則として、投入・産出ともにさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品とをまとめて計上する。

(3) 消費税（付加価値税）の扱い

- ・消費税の表章形式は、税を含んだ流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法である「グロス表」（または「税込み表」）を採用している。
- ・内生部門に含まれる消費税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、納税段階では、累積排除のため購入側（投入側）において控除されているが、投入金額には、この金額も含まれている。

6. 域内生産額

(1) 域内生産額（コントロール・トータルズ）

- ・部門別の市内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、最初に推計される計数であり、基本的には当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測する。
- ・投入額及び産出額は、この市内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するので、市内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、市内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して“CT”と呼ばれることが多い。

(2) 域内概念

- ・産業連関表の記録対象は、一定期間内（平成 23 年 1 月～12 月）に生産された中間生産物も含むすべての財・サービスであり、その範囲は、いわゆる「域内概念」によって規定される。
- ・さいたま市産業連関表の把握対象は、さいたま市の「行政区域内」において行なわれた生産活動に限定される。例えば、他市や外国に本店のある企業の市内工場の生産活動は含まれるが、市内に本店のある企業が他市や外国の工場で行なった生産活動は除かれる。

(3) 域内生産額の価格評価

- ・「生産者価格評価表」における域内生産額の価格は、上述したように「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。なお、消費税は価格評価に含める。

(4) 域内生産額の推計概要

- ・域内生産額の推計に当たっては、平成 25 年度に検討した『さいたま市基本要綱』に基づきつつ、総務省の指導要綱「地域産業連関表作成基本マニュアル」に準拠して行った。また、各品目の生産額の内容・定義・範囲については、「全国産業連関表」に基づいた。

7. 内生部門と最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

- ・取引基本表の内生部門に示されている各セルの数值は、基本的に各部門間で行われた商品の取引額を表している。
- ・ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

(2) 資本財の取引

- ・耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、以下の場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「域内総固定資本形成」に計上する。ただし、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみを対象とする。

【内生部門に計上する資本財の取引】

- ① 機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもの（機械組込）
 - ② 建設部門が建設活動の中間財として購入した場合（建設迂回）
 - ③ 土木工事の工事費の内訳として扱われる財（土木迂回）
 - ④ 鋼船に組み込まれた機械（造船迂回）
 - ⑤ 自衛隊が購入した武器等
- ・なお、各列部門の減価償却費（固定資産の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

(3) 在庫

- ・在庫は、「在庫純増」として扱い、1年間の変動分を計上する。つまり、対象年次の年末（例えば平成23年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成22年末）の在庫を差し引いた変動分（対象年次の年末残高－対象年次の前年末残高）を計上する。
- ・在庫は、「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「原材料在庫純増」、「流通在庫純増」に分けて記述する。
- ・「在庫純増」の記述は、在庫の対象となる商品の属する行部門と各在庫純増の部門との交点に計上する。
- ・輸入された商品が在庫となるのは、「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

8. 域外取引の扱い

(1) 輸出及び輸入の計上方法と価格評価

① 普通貿易の輸出品

- ・普通貿易の輸出品は、生産者価格評価の場合には、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価する。輸出として計上されるのは、域内生産品のみで、域外生産品が当該地域を経由して輸出されるものは含まない。
- ・なお、全国産業連関表の推計資料「日本貿易統計」（財務省）で言えば、普通貿易の輸出品が本船渡しの **FOB (Free on Board)** 価格で表示されているため、FOB 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格で評価する。

② 普通貿易の輸入品

- ・普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた **CIF (Cost Insurance and Freight)** 価格で評価する。輸出同様に、輸入として計上されるのは、当該地域で最終的に需要されるもののみで、当該地域を経由するだけのものは含まない。
- ・なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、CIF 価格に関税及び輸入品消費税を加えたものが計上されている。

③ 特殊貿易及び直接購入の輸出入

- ・特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引については、国際収支表等から推計する。

(2) 移出と移入の計上方法と価格評価

- ・「移出」は、地域内で生産された商品の地域外への販売を表す。したがって、移出に計上されるのは地域内生産品のみで、地域外生産品が地域内を経由して再び地域外へ出ていく、いわゆる「再移出」は、概念上は計上しない。
- ・「移入」は、地域外で生産された商品の地域内での消費を表す。移出に関して「再移出」を計上しないことと同様、移入についても、再移出を前提とする移入は計上しない。
- ・移出入は、基本的には国内で生産された財・サービスの地域間取引を表すので、その価格評価は域内生産額と同じとなる。

9. 特殊扱いする部門

産業連関表の各部門の中には、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な取扱いをしている部門がある。

① 商業及び運輸部門の活動の推計方法

- ・産業連関表(生産者価格表)では、商業・運輸部門を経由させないで、部門間で直接取引が行なわれたように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者の経費として一括計上する。
- ・具体的には、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の列部門と商業及び運輸の行部門との交点に一括計上する。

② コスト商業とコスト運輸

- ・上記①のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。これらの経費を「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。
- ・「コスト商業」とは、商社代理店取扱手数料や中古品の取引マージンである。なお、中古品の取引については、中古品自体が当期の生産物でないので、記録の対象とはならないが、取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、取引マージンのみを計上する。
- ・「コスト運賃」とは、生鮮食品の生産地から卸売市場までの輸送費用や工場内の原材料・半製品の移動費用などの生産活動の一環として行われる輸送活動に伴う経費と、引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊柩、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用である。

③ 屑・副産物

- ・屑・副産物の処理は、原則として「マイナス投入方式(ストーン方式)」とする。この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式である。

【マイナス投入方式(ストーン方式)の例】

例えば、「石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合」の処理は、次のとおりである。

石油化学部門(列)は副産物として発生したLPG(10)をLPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととし、LPG部門から家計にLPG(10)を産出する方

式である。LPG 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物である LPG の生産は相殺されてゼロになる。
（次図参照）

マイナス投入方式（ストーン方式）

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	生産額
石油化学	100	100
LPG	△ 10	(0)
生産額	100	(0)		

【再生資源回収・加工処理部門の扱い】

- ・「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。
- ・前図と同様であるが、例えば、石油化学部門（列）は副産物として発生した LPG (10) を LPG 部門からマイナス投入（つまり販売）したこととし、LPG 部門から家計に LPG (10) を産出する。LPG 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物である LPG の生産は相殺されてゼロになる。一方、「再生資源回収・加工処理部門」部門には、LPG の回収経費等を計上し、LPG の需要先である家計消費部門へ産出する。（次図参照）
- ・つまり、マイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

再生資源・加工処理部門に係る表章方法

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	生産額
石油化学	100	100
LPG	△ 10	(0)
再生資源 (回収加工経費)	(8)
雇用者報酬	3
生産額	100	(0)	(8)		

④ 帰属計算部門

- ・「帰属計算」とは、実際の生産活動や取引は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、あたかも生産活動や取引が行われたかのように擬制して記録することをいう。帰属計算では、その効用を発生させている部門の生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。
- ・平成 23 年表では、「生命保険及び損害保険」「政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当」「持家等に係る住宅賃貸料」について帰属計算を行う。²

○生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

○政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗等引当」に計上している。

○持家等に係る住宅賃貸料

実際には家賃の支払を伴わない持家住宅や給与住宅についても、居住者が住宅サービスを享受している点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられるので、家賃を支払って借りて住んでいるものと見なし、原則として全額を家計に産出する。

⑤ 仮設部門

- ・産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した 1 つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。なお、仮設部門には、祖付加価値額は計上しない。

² 平成 17 年表まで、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）についても、帰属計算（「帰属利子」方式）を行ってきたが、平成 23 年表では、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入された。平成 23 年表では、推計方法の変更を明確にする観点から、帰属計算を行う部門としては掲げていない。

なお、FISIM では、生産額を次のように計算する。

〔生産額 = 借り手側 FISIM + 貸し手側 FISIM〕

借り手側 FISIM = 貸出残高総額 × (運用利率 - 参照利率)

貸し手側 FISIM = 預金残高総額 × (参照利率 - 調達利率)

運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額

- ・仮設部門として、設定する部門は次のとおりである。
 - 事務用品（鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品）
 - 自家活動部門（輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等）
 - 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

⑥ 使用者主義と所有者主義

- ・物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱については、「使用者主義」と「所有者主義」の2つの考え方があるが、産業連関表では「所有者主義」で推計する。

<p>【使用者主義】</p> <p>「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者の部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。</p>
<p>【所有者主義】</p> <p>「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、借り手である使用者の部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う部門からの中間投入として計上する。</p>

⑦ 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

- ・政府及び独立行政法人等が行う活動は、「生産活動主体分類」によって、(a)政府サービス生産者、(b)対家計民間非営利サービス生産者、(c)産業に大別される。しかし、(a)及び(b)については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、特殊な扱いを行なう。
- ・「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 域内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。

- 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- ・「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 域内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
 - 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

⑧ 分類不明

- ・「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものである。産業連関表では、このような意味合いのほか、行部門及び列部門の推計上の残差に係る調整項目としての役割も持たせている。

10. 平成 17 年（2005 年）表からの変更点

（1）部門分類の変更

関係部門		区 分	変更の概要
部門名	コード等		
海面漁業	0171-01	基本分類の統合・名称変更	列部門の「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を統合し、名称を「海面漁業」とした。
その他の鉱物	0639-09	基本分類の統合・名称変更	列部門の「窒素原料鉱物」及び「その他の非鉄金属鉱物」を統合し、名称を「その他の鉱物」とした。
動植物油脂	1117-04	基本分類の統合・名称変更	列部門の「植物油脂」及び「動物油脂」を統合し、名称を「動植物油脂」とした。
その他の繊維工業製品	1519-09	基本分類の統合	列部門の「鋼・網」を「その他の繊維工業製品」に統合した。
その他の繊維既製品	1529-09	基本分類の統合	列部門の「繊維製衛生材料」を「その他の繊維既製品」に統合した。
家具・装備品	(統合小分類) 1621	再編	行部門及び列部門の「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」を「木製家具」、「金属製家具」及び「その他の家具・装備品」に再編した。

油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081-01	基本分類の統合・名称変更	列部門の「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、名称を「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とした。
ゴム製・プラスチック製履物	2229-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」を統合し、名称を「ゴム製・プラスチック製履物」とした。
その他のはん用機械	2919-09	再編	列部門の「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」以外の部分及び「その他の一般機械器具及び部品」を統合し、名称を「その他のはん用機械」とした。 行部門は「動力伝導装置」及び「他に分類されないはん用機械」とした。
生活関連産業用機械	3014-01	再編	列部門の「食品機械・同装置」、「製材・木材加工・合板機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」及び「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」を統合し、名称を「生活関連産業用機械」とした。行部門は従前どおり「食品機械・同装置」、「木材加工機械」（名称変更）、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」とし、「包装・荷造機械」を新設した。
鋳造装置・プラスチック加工機械	3015-02	分割特掲	列部門の「その他の特殊産業用機械」に含まれていた「鋳造装置」及び「プラスチック加工機械」を統合し、名称を「鋳造装置・プラスチック加工機械」とした。
その他の生産用機械	3019-09	再編	「その他の特殊産業用機械」に含まれていた行部門「その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割し、行部門、列部門ともに「その他の生産用機械」を新設した。
計測機器	3113-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、名称を「計測機器」とした。
光学機械・レンズ	3115-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「カメラ」と「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」以外を統合し、名称を「光学機械・レンズ」とした。
電子回路	3299-02	分割特掲	行部門及び列部門の「その他の電子部品」に含まれていた「プリント回路」を分割特掲し、名称を「電子回路」とした。

その他の電子部品	3299-09	内容変更	前記「電子回路」のとおり、行部門及び列部門の「その他の電子部品」から「電子回路」を分割し特掲した。 行部門及び列部門の「その他の電気機械器具」に含まれていた「シリコンウエハ（表面研磨したもの）」を「その他の電子部品」に移動した。
トラック・バス・その他の自動車	3521-01	基本分類の統合	行部門及び列部門の「自動車車体」について、乗用車及びバスの車体のみを製造する事業所はなく、トラックの運転台及び荷台は完成車として扱う方が事態に近いとため、「トラック・バス・その他の自動車」へ統合、従来の「自動車車体」を削除した。
その他の製造工業品	3919-09	内容変更	行部門及び列部門の「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」を本部門に統合した。
小売	5112-01	内容変更	「持ち帰り・配達飲食サービス」に該当する部分を「飲食サービス」に移動した。
金融	5311-01	内容変更・行部門名称変更	「帰属利子」方式を改め「FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入し、行部門の名称を「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」とした。
運輸・郵便	(統合大分類) 57	内容変更・名称変更	統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を、統合大分類「運輸」に移し、名称を「運輸・郵便」とした。
映像・音声・文字情報制作業	5951-01	再編	行部門及び列部門の「映像情報制作・配給業」、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を統合し、名称を「映像・音声・文字情報制作業」とした。
医療	(統合小分類) 6411	再編	「医療（国公立）」、「医療（公益法人等）」及び「医療（医療法人等）」を「医療（入院診療）」、「医療（入院外診療）」、「医療（歯科診療）」、「医療（調剤）」及び「医療（その他の医療サービス）」に再編した。
社会保険事業★★	6431-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「社会保険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」を統合し、名称を「社会保険事業★★」とした。

警備業	6699-05	分割特掲	行部門及び列部門の「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」を分割し特掲した。
その他の対事業所サービス	6699-09	再編	前記「警備業」について「その他の対事業所サービス」から分割し特掲した。 「ニュース供給・興信所」に含まれていた「興信所」を統合した。 本部門に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を「映像・音声・文字情報制作業」に統合した。
飲食サービス	6721-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」、「遊興飲食店」を統合した上、「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」についても当部門の範囲とし、名称を「飲食サービス」とした。
調整項	7711-00	輸出計の範囲外に変更	「調整項」は、輸出品の県内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、従前、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていたが、あくまで県内取引に関する金額を計上する部門であるため「市内需要合計」に含まれる部門とした。

(2) その他の変更点

資本減耗引当	平成17年表では簿価評価であったが、平成23年表では時価評価に部門定義が変更された。
--------	--